



## 長崎県介護施設+Safe 協議会を開催しました

実施日	令和4年10月17日(月)
場所	長崎労働局8階会議室(長崎市万才町7-1)
内容	長崎県内では介護施設を含む社会福祉施設における労働災害が増加の一途をたどっており、特に「転倒」及び腰痛等の「動作の反動・無理な動作」など、職場における労働者の作業行動を起因とする労働災害が増加していることから、長崎労働局では「長崎県介護施設+Safe 協議会」を設置の上開催し、労働災害防止にかかる協議を行いました。

令和3年の長崎県内の労働災害による死傷者数(休業4日以上)1,791人のうち、社会福祉施設で270人(15.1%)を占めており、近年増加の一途をたどっています。また、これを事故の型別にみると、最も多いのが「転倒」で80人(29.6%)、次いで腰痛等の「動作の反動・無理な動作」が69人(25.6%)となっています。このように、労働者の作業行動を起因とする労働災害が半数以上を占めており、中には後遺障害を伴う重篤な災害も発生しています。

そのため、長崎労働局(局長 小城 英樹)では、管内での波及効果が期待されるリーディングカンパニー、地方公共団体及び関係団体を構成員とする「長崎県介護施設+Safe 協議会」を新たに設置し、本協議会の構成員間で課題の共有を図るとともに、安全衛生管理への主体的な取組みを促進していくこととしました。



協議会構成員



労働基準部長  
あいざつ

本協議会では、冒頭に、長崎労働局労働基準部長から、「労働者の作業行動を起因とする労働災害を防止する取組の強化が喫緊の課題であるが、この課題に対しては、労働災害防止を労働分野だけの問題として捉えるのではなく、国民の健康問題として捉えて、関係者が一丸となって対策を講じていく必要がある」とのメッセージが伝えられました。

その後、長崎県内の社会福祉施設の労働災害発生状況について確認を行い、構成員から実際の災害発生事例や災害防止対策について発表があり、発表内容等に関して、構成員間での意見交換を行いました。協議の結果、今後の方針として、労働災害防止のための啓発資料の作成等を行っていくこととなり、本協議会は終了しました。



意見交換

本協議会は、年に2回開催され、次回は令和5年2月の予定となっています。長崎労働局では、本協議会と連携し、更なる労働災害防止活動の推進を図っていきます。



## 長崎県介護施設+Safe 協議会を開催しました。

実施日	令和5年2月6日（月）
場 所	長崎労働局 8階会議室（長崎市万才町7-1）
内 容	長崎県内の介護施設における労働災害のうち、「転倒災害」及び「腰痛」が多く発生していることから、昨年10月に長崎労働局で設置した「長崎県介護施設+Safe 協議会」の第2回目を開催し、専門家から講話を受けることにより、構成員の転倒及び腰痛災害防止対策に関する知識を深めました。

令和4年12月末現在における長崎県内の令和4年の労働災害による死傷者数（休業4日以上。ただし、新型コロナウイルスり患分を除く。）1,519人のうち、社会福祉施設で180人（11.8%）を占めており、近年増加の一途をたどっています。また、これを事故の型別にみると、「転倒」が64人（35.6%）、腰痛などの「動作の反動・無理な動作」が50人（27.8%）であり、毎年、この2つで災害の半数以上を占めている状況となっています。

そのため、長崎労働局（局長 小城 英樹）では、令和4年10月に設置した「長崎県介護施設+Safe 協議会」の第2回目を開催し、本協議会の構成員間での転倒及び腰痛災害防止対策に関する知識をより深めることとしました。

本協議会では、冒頭に、長崎労働局労働基準部長から、「令和5年度からの第14次労働災害防止計画においては、『転倒・腰痛災害などの労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進』が第一に掲げられる予定であることから、転倒・腰痛災害などの行動災害の防止対策はさらに重要になっていく」とのメッセージが伝えられました。



その後、長崎県内の社会福祉施設の労働災害発生状況について確認を行いました。また、中央労働災害防止協会九州安全衛生サービスセンターの安全管理士から、転倒・腰痛災害防止対策の進め方に関する講話をいただき、構成員間での転倒・腰痛災害防止対策に関する知識を深めるとともに、本日得た知識を、自社だけでなく同業他社への今後の水平展開にも役立てることとして、本協議会は終了しました。

次回の本協議会は、令和5年7月頃の開催予定となっています。長崎労働局では、本協議会と連携し、更なる労働災害防止活動の推進を図っていきます。